



熊本県公報

号外 第 1 3 号

平成 25 年 3 月 29 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示**
- 熊本県公衆浴場経営振興資金融資制度要綱の一部を改正する要綱…………… (薬務衛生課) 1
 - 熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款の一部改正する約款…………… (営繕課) 1
 - 軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程の一部を改正する規程…………… (高齢者支援課) 1
- 公 告**
- 都市公園の供用開始…………… (都市計画課) 2
- 登 載 依 頼**
- 公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 2
 - 熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 3

告 示

熊本県告示 373 号

熊本県公衆浴場経営振興資金融資制度要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
平成 25 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公衆浴場経営振興資金融資制度要綱の一部を改正する要綱
熊本県公衆浴場経営振興資金融資制度要綱(昭和 48 年熊本県告示第 420 号)の一部
を次のように改正する。
第 3 条中「株式会社熊本ファミリー銀行」を「株式会社熊本銀行」に改める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 373 号の 2

熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款の一部改正する約款を次のように定める。
平成 25 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共建築工事監理業務委託契約約款(平成 24 年熊本県告示第 479 号)の一部
を次のように改正する。
第 3 条第 2 項及び第 3 項並びに第 39 条第 1 項及び第 2 項中「年 3.1 パーセント」
を「年 3.0 パーセント」に改める。

附 則

この約款は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 373 号の 3

軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成 25 年 3 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程の一部を改正する規程
軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程(平成 21 年熊本県告示第 168 号)の一部を次のように改正する。
第 1 条中「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 20 年厚生労働省令第 107 号。以下「省令」という。)第 16 条」を「熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年熊本県条例第 68 号。以下「条例」という。)第 17 条」に、「省令に」を「条例に」に改める。
第 3 条第 2 号の表の(注 2)中「省令第 11 条第 8 項」を「条例第 12 条第 8 項」に、「置かない」を「配置しない」に改め、同表の(注 4)中「省令第 11 条第 1 項第 3 号」

を「条例第12条第1項第3号ア」に改め、同表の（注5）中「省令第11条第6項」を「条例第12条第6項」に、「置かない」を「配置しない」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

公 告

熊本県公告第200号の2

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり都市公園の供用を開始する。

平成25年3月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名称 万日山緑地公園
- 2 位置 熊本市西区春日五丁目、六丁目及び池上町地内
- 3 区域



- 4 面積 16.8ヘクタール
- 5 供用開始の期日 平成25年4月1日

登載依頼

公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第9号

公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則（平成14年熊本県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「財団法人熊本県起業化支援センター	を	「一般財団法人熊本県起業化支援センター
財団法人熊本県建設技術センター		一般財団法人熊本県建設技術センター
財団法人熊本県建築住宅センター		一般財団法人熊本県建築住宅センター
財団法人熊本県スポーツ振興事業団」		一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団」

「財団法人熊本県さわやか長寿財団
財団法人くまもとテクノ産業財団
財団法人地方公務員安全衛生推進協会 を
社団法人熊本県物産振興協会
社団法人熊本県林業公社
」

「一般財団法人熊本県さわやか長寿財団
公益財団法人くまもと産業支援財団
一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 に、
一般社団法人熊本県物産振興協会

公益社団法人熊本県林業公社
 「社団法人熊本県観光連盟」を「公益社団法人熊本県観光連盟」に改める。
 附 則
 この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成 2 5 年 3 月 2 9 日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第 1 0 号

熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則
 熊本県職員の地域手当に関する規則（平成 1 8 年熊本県人事委員会規則第 8 号）の一部
 を次のように改正する。
 別表中

東京都	特別区	1 級地
	清瀬市	2 級地
	府中市	3 級地

を

茨城県	つくば市	3 級地
東京都	特別区	1 級地
	府中市	3 級地
福井県	福井市	6 級地

に改める。

附 則
 この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。